

松山東雲女子大学・松山東雲短期大学研究倫理綱領

学問は、社会の共有する知的財産であり、学問研究は、その知的財産を継承・発展させる創造的な行為である。研究者は、そのような創造的な行為を遂行するために、学問研究の自由と真理探究の権利を保障される。そのような権利のもとに、研究者は、自らの専門領域にかかわる知識や能力の向上に努める責任と義務を社会から負託されている。

学問研究は、研究者個人の私的な利益のためではなく、人類の平和的共存、社会の文化的発展、地球環境の保全など公益と福祉のために資すべきものである。そのために研究者は、学問的な良心に従って自らの研究を自律的に遂行すべきであり、権威に服従し圧力に屈して研究を歪めることがあってはならない。また、研究の成果は、社会に還元されなければならない。

研究活動に関わるすべての者は、倫理的な判断と行動を常に心掛け、研究資金の不正使用や知的不正行為を犯すことがないように自らを律しなければならない。また、共同の研究活動や教育の知的コミュニティにおいて、個人の人格と人権を尊重する公平・公正な立場を常に貫かなければならない。

松山東雲女子大学・松山東雲短期大学(以下、「本学」という)は、以上の基本的理念のもとに、本学の研究活動に携わるすべての者が、その社会的責務を自覚し、社会の信頼に応えるために遵守すべき規範として、研究倫理綱領をここに定める。

- 1 本学は、学術研究を通じて世界の平和、人類の福祉、自然との共生など、人類共通の課題に取り組み、諸問題の解決及び新たな文化の創造に貢献する。
- 2 本学は、人間の尊厳を守り、生命倫理を尊重し、人間、社会、自然との調和的発展や社会的弱者の保護、地球環境の保全に十分配慮し、公益の増進に貢献する。
- 3 本学は、学術研究の公正性、透明性を重視し、その成果を中立性、客観性をもって適切に発信することにより、時代や社会の信頼と要請に積極的に応える。
- 4 本学は、国際的規範、国内外関係諸法令及び学内諸規定を遵守し、社会的良識をもって学術研究を遂行する。
- 5 本学は、人権を尊重し、個人情報保護に留意し、共同作業の過程において一切のハラスメント行為や国籍、性別、年齢等による差別が生じないように努めるとともに、そうした行為のない大学づくりのために一致協力する。
- 6 本学は、学術研究において社会との連携活動に伴う弊害が生じることのないよう留意し、適切なマネジメントに努める。
- 7 本学は、研究倫理に係わる教育・研修、研究環境の改善・整備および安全管理等に努め、不正行為が起こらない環境づくりに努める。

2015年2月6日制定